

福祉だより ⑩

身体障害者(児) 補装具の交付と修理

身体障害者(児)に対して、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具の交付と修理を行います。

対象者 身体障害者手帳の交付を受けた方。

補装具種目

- ①補聴器
- ②義肢

- ③装具
- ④車いす
- ⑤盲人安全つえ
- ⑥その他、厚生大臣の定める補装具（眼鏡、義眼、収尿器など）。

費用

- ①身体障害者の場合、前年の課税状況に応じて負担
- ②身体障害児の場合、家庭の収入状況によって負担

申請手続

役場住民福祉課で補装具交付、修理券の交付を受け補装具製作施設、または製作者で作成、修理をして下さい。

はじめて補装具の交付を申請される方は、障害者は千葉県障害者相談センターの判定、障害児は指定育成医療機関、または療育指定保健所の診断が必要です。

●問合せ 住民福祉課福祉係
☎ 84 1 2 1 1 内線 1 5 4

◆ 福祉豆辞典 ◆

高齢者居室等 増改築・改造 資金の貸付

高齢者と生計を同一にし、かつ扶養している方に対し、高齢者の専用居室を増改築、または付帯設備を改

造するために必要な資金を低利で融資します。

●貸付限度額

1件あたり100万円まで。ただし必要と認めたときは150万円まで貸付けします。

平成3年度 保育所入園児募集!



おともだちになるうね

- 町内各保育所の平成3年度入所希望児童の受け付けを、12月26日まで行います。
- 保育所へ入所できる児童はその家庭が次のいずれかによる場合です。(次に該当する場合でも、母親以外の人が児童の保育をすることができるとは除かれます。)
- ① 母親が昼間家庭の外で仕事をしている場合。
- ② 母親が昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合。(父親がその仕事をしていて、従業員のいる家庭は除きます。)
- ③ 母親が死亡、行方不明、拘禁などの理由により不在の家庭。

- ④ 母親が出産の前後または、病気であったり、心身に障害がある場合。
- ⑤ 家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、母親がいつもその看護にあたっている場合。
- ⑥ 火災や、風水害や地震などにより、家屋を失ったり破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

入所希望児童が定員を上まわる場合や、小学校入学前の児童が2人以上いる家庭で、1人だけの入所手続きはできない場合があります。

希望者は各保育所、役場住民福祉課に申請用紙があり、すので、申請用紙に記入の上、役場住民福祉課福祉係へ申し込んでください。

なお、5月以降の入所希望児童の受け付けは随時行っています。

●申請時の添付書類
源泉徴収票の写し(ない方は雇用証明か内職証明書) 農家・自営業で確定申告している方は申告書の写し。

12月26日(水)は、国民年金保険料12月分の納期です。